

第1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった自己情報部分開示決定において、広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が不開示とした「順位」について、これを開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年12月20日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）（以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「私（〇〇〇〇）の選抜試験（Ⅱ）の選考結果及び不合格となった理由に関するすべての資料。「平成18年度入学者選抜（Ⅱ）選考原案に関して（入試総務）」の【選考に関する具体的基準】など。」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「平成18年度入学者選抜（Ⅱ）選考原案に関して（入試総務）」（以下「本件文書A」という。）中、異議申立人の個人情報が記録された部分（以下「本件対象保有個人情報A」という。）及び「2006年度選抜試験（Ⅱ）選考資料」（以下「本件文書B」という。）中、異議申立人の個人情報が記録された部分（以下「本件対象保有個人情報B」という。）を特定し、平成19年2月8日、条例第14条第7号に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年4月10日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 2007年2月8日付け「自己情報部分開示決定通知書」には「部分開示」として、私自身に関する情報のみ開示されていますが、これでは自分がなぜ不合格とされたのか、その理由が全く分かりません。開示された文書に、「監察1. 本校の指導の限界を超えると判断した。」とありますが、それが不合格になった理由の結論なのでしょうか。そのことすらも分かりません。もし、「本校の指導の限界を超える」というのが結論であるならば、相当の理由が

あると考えられますが、私には全く推測することすらできません。

「開示しない部分及びその理由」欄には、「県が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」として、「広島県個人情報保護条例第14条第7号該当」と記載されています。

しかし、第7号のイからへのどの項目に該当し、どのように支障を及ぼすおそれがあるのか説明がありません。自分が不合格にされた理由を知ることが、どうして県の事業の遂行に支障を及ぼすのか、全く理解できません。県の事業は公正・公平でなければならないことは言うまでもありません。

また、私の入試選考結果に関わる部分については、それを公にすることにより、他人の権利利益を害することになるとは到底考えられません。

この個人情報保護条例の目的は、「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」とあります。

私が今回情報開示を求めた理由は、選抜試験（Ⅱ）を受検し不合格となりましたが、その理由がどうしても納得できず、自分のこれからの進路や生き方に大きな不安を感じるからです。

三次青陵高校の2006年度選抜試験（Ⅱ）は、募集定員147名に対して107名が受検しました。ところが合格になった受検生は80名で、残り27名は不合格になりました。これでは定員が67名も空きます。67名の空き定員がありながら、私を含め27名が「高校教育を受ける資格がない」という判定を下されたのです。私はこの学校長の判断がどうしても納得ができません。今後の自分の勉学や進学等を考える上での参考にしますので、自分が不合格になった理由を明らかにしていただきたいと考えます。

近年、憲法第26条の「教育を受ける権利」の保障のために、子どもの進路に関する教育情報はできるだけ開示する方向になっています。私の教育を受ける権利も保護してください。

- (2) 今日高等学校教育は準義務教育化しており、広島県の高校進学率は以前より低下したとはいえ97.4%の高い水準にあります。このような状況にありながらも、「40名の空き定員があるにもかかわらず、27名を不合格にし、67名の空き定員を生じさせる」ことが、責任ある県教育行政及び県立学校長のあり方なのでしょうか、これは不合格になった私たち生徒に大きな衝撃を与えますが、受検するように進路指導した中学校の教育関係者にも不信感を与えることとなります。それは広く中学校の保護者、そして県民に対しても大きな不信感と動揺を与えるものです。

学校長及び県教育委員会は、このような大量の定員内不合格者を生じさせたことに対して、少なくとも該当者には説明責任を果たすべきです。

- (3) 私の入学者選抜（Ⅱ）の選考理由を明らかにすることが、他人のプライバシーを侵害するとは考えられません。まず、「選考に関する具体的基準」は一般的な基準であり、個人のプライバシーとは関係ないはずで、また、他人に関する評価に関わる部分も、その名前等、個人を特定・識別し得るような部分を不開示とすれば、その他の情報を開示しても個人のプライバシーの侵害は問題とならないはずで、また、言うまでもなく、私自身の評価に関する部分は、私に開示しても何らプライバシーの問題は生じることはありません。

- (4) 広島県個人情報保護条例第1条の「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」であるならば、私の教育を受ける権利を保障するために、今回の処分に対して異議申し立てをすると同時に、「自分が不合格と判断されたすべての資料」の情報開示を再度求めます。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、次のとおりである。

1 本件対象保有個人情報Aの内容と不開示理由

(1) 本件対象保有個人情報Aについて

本件文書Aは、平成18年3月、広島県立三次青陵高等学校（以下「三次青陵高等学校」という。）において作成された入学者の選抜（選抜Ⅱ）に係る合否判定資料であり、その内容は、「選考原案策定の経緯」「具体的選考」及び「不合格者（原案）の状況について」の各項目で構成されている。

本件対象保有個人情報Aは、本件文書Aの「不合格者（原案）の状況について」の項のうち、異議申立人について言及した部分であり、実施機関は、そのうち、異議申立人に付された順位を不開示とした、その理由は、次のとおりである。

順位は、各受検者について、本件文書Bに基づき、内申点、学力試験の試験換算点（以下単に「学力試験換算点」という。）及び面接試験の面接点（以下単に「面接点」という。）の総得点が高い順に1から割り振った番号であり、合格者を決定するに当たって、便宜的に付けたものである。

平成18年度の広島県公立高等学校の全日制の課程においては、「平成18年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、各県立学校長が、一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して合格者を決定することとされているところであり、三次青陵高等学校においては、これらに加え、面接点及び当日の受検態度によって総合的に判断して合格者を決定したのである。

すなわち、順位は一つの指標でしかなく、これと順位以外の要素を総合的に勘案して合否を決定するのであるから、単に順位が高いからといって合格するとは限らない。

しかし、順位を公にした場合、順位の高い順に合格者を決定していないことから、受検者やその保護者に入試事務が適正に実施されていないかのような無用の誤解や混乱を招くおそれがある。

したがって、順位については、これを開示することにより、県立高等学校の入学者選抜の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第7号本文及び同号へに該当すると認められるので、当該部分を不開示とすることが適当と判断した。

(2) 本件対象保有個人情報Bについて

本件文書Bも、本件文書Aと同様、平成18年3月、三次青陵高等学校において作成された入学者の選抜（選抜Ⅱ）に係る合否判定資料である。

本件文書Bは、各受検者を受検番号で表示し、これを、内申点、学力試験

換算点及び面接点の合計点である総得点の高い順に順位1から順位107まで並べた一覧表であり、「順位」、「受検番号」、「内申点(130)」、「学力試験(125)」、「面接試験(20)」、「総得点」、「欠席日数」、「監察」、「欠席理由備考」及び「自己申告書など」の各欄で構成されている。

本件対象保有個人情報Bは、本件文書Bの前記各欄のうち、異議申立人について記載された部分であり、実施機関は、そのうち、異議申立人に付された順位を不開示とした。

その理由は、前記(1)と同様である。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件文書A及びBは、平成18年3月、広島県立三次青陵高等学校（以下「三次青陵高等学校」という。）において作成された入学者の選抜（選抜Ⅱ）に係る合否判定資料である。

本件文書Aは、「選考原案策定の経緯」、「具体的選考」及び「不合格者（原案）の状況について」の各項目で構成されている。

本件対象保有個人情報Aは、本件文書Aの「不合格者（原案）の状況について」の項のうち、異議申立人について言及した部分である。

本件文書Bは、各受検者を受検番号で表示し、これを、内申点、学力試験換算点及び面接点の合計点である総得点の高い順に順位1から順位107まで並べた一覧表であり、「順位」、「受検番号」、「内申点(130)」、「学力試験(125)」、「面接試験(20)」、「総得点」、「欠席日数」、「監察」、「欠席理由備考」及び「自己申告書など」の各欄で構成されている。

本件対象保有個人情報Bは、本件文書Bの前記各欄のうち、異議申立人について記載された部分である。

2 本件対象情報の一部を不開示としたことの妥当性について

(1) 条例第14条第7号本文及び同号へ（行政執行情報）について

条例第14条本文は、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報を原則開示しなければならないことを定めている。同条第7号本文は、その例外を規定したものであり、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とすることを定めている。同号へは、同号本文を例示的に列挙したものであり、個人の評価、選考等の適切な執行を確保するために必要な場合には、該当する情報を不開示とすることを定めている。

(2) 条例第14条第7号本文及び同号へ該当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報A及びBには、異議申立人の選抜（Ⅱ）における「順位」が記載されており、実施機関は、当該情報が条例第14条第7号本文及び同号へに該当するとして、不開示とする。

その理由として、実施機関は、順位は合否判定に当たってのひとつの指標でしかなく、これと順位以外の要素を総合的に勘案して合否を決定するため、単に順位が高いからといって合格するとは限らないので、順位を公にした場合、順位の高い順に合格者を決定していないことから、受検者やその保護者に入試事務が適正に実施されていないかのような無用の誤解や混乱を招くお

それがあると主張する。

当審査会で、本件文書A及びBを見分したところ、実施機関の主張するよう、合格者は必ずしも順位の高い順に決定されてはならず、また、平成18年度広島県立三次青陵高等学校入学者選抜（Ⅱ）実施要項にも、そのことについて、特に説明されていないことが認められた。

このことから、たとえば、情報公開条例上の開示請求を通じて、全ての受験生の順位が広く公開されれば、実施機関が主張するように、受検者やその保護者に無用の誤解や混乱を招くおそれがあると認められる。

しかし、本件請求は、行政機関が保有する個人情報をも本人のみに開示する自己情報開示請求であり、開示の際に本人に対して、実施機関が危惧する誤解や混乱が生じないよう十分な説明をするなどの対応も可能である。

したがって、当審査会では、「順位」については、開示すべきであると判断する。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 4. 26	・ 諮問を受けた。
19. 5. 8	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 6. 29	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 7. 20	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
21. 11. 18	・ (異議申立人から意見書の提出等がないため、) 同人に意見書の提出等について照会 ※期限までに提出がなかったため、意見書の提出及び口頭意見陳述の希望はないものとして取り扱うこととした。
21. 12. 17 (平成 21 年度第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 1. 21 (平成 21 年度第 10 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
22. 2. 18 (平成 21 年度第 11 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 3. 11 (平成 21 年度第 12 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 4. 28 (平成 22 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 5. 26 (平成 22 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第1部会】

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院教授
野 崎 亜 紀 子	広島市立大学准教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授